

令和3年度 国土交通省航空管制運航情報官募集

<業務概要>

航空管制運航情報官は、全国の各空港において、航空機の運航に必要な情報の収集及び提供、航空機の運航に関する許可、又、空港の運用及び安全管理に関することなど、航空機の安全かつ円滑な運航を担う広範囲な業務を行います。

採用後は、約4ヶ月間航空保安大学校（大阪府泉佐野市りんくうタウン）で基礎研修を受けた後、全国の各官署に配属されます。

（国土交通省航空局ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/koku/index.html>）の航空管制など→運航情報・管制通信を参照）

<募集要領>

1. 採用条件

下記の資格のいずれかを有しており、原則として26歳までの者に限ります。

- ①第1級総合無線通信士
- ②第2級総合無線通信士（高校卒業後2年以内に資格を取得していること）
- ③第1級陸上無線技術士及び航空無線通信士
- ④第2級陸上無線技術士（高校卒業後2年以内に資格を取得していること）及び航空無線通信士

2. 採用予定数及び時期： 令和3年6月1日（予定） 10名程

3. 申し込み手続き

封筒に「航空管制運航情報官採用試験応募」と明記の上、令和3年4月9日（必着）までに以下書類を下記まで送付（郵送）願います。

- ①市販の履歴書（身上書付、写真貼付）
- ②免許証の写し（上記1.に関わらず、保有する全ての無線従者免許証の写し。なお、免許証交付申請中の場合は、合格通知の写し。）を下記まで送付願います。

※別途健康状態が確認できる書類が必要となりますので、詳細は下記まで問い合わせ願います。

4. 採用方法

履歴書による書類選考の上、面接試験及び外国語試験（日時等は別途連絡します）を実施し、採用を決定します。

※ご注意：以下に該当する方は不合格となります。

- ①色覚に異常のある方
- ②片耳でも、次のいずれかの失聴がある方
 - ・ 3,000ヘルツで50デシベル以上
 - ・ 2,000ヘルツで35デシベル以上
 - ・ 1,000ヘルツで35デシベル以上
 - ・ 500ヘルツで35デシベル以上

5. 給与等： 国家公務員給与法等に基づきます。

6. 書類提出先及び問い合わせ先

- ①国土交通省東京航空局保安部運用課 課長補佐あて
住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
電話：03-5275-9292（ダイヤルイン：7527）
- ②国土交通省大阪航空局保安部運用課 課長補佐あて
住所：〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館
電話：06-6949-6229

7. この試験を受けられない者

- ①日本の国籍を有しない者
- ②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）